

平成20年9月

総務委員会会議録

平成20年9月17日（水曜日）

午前10時00分から

午前11時27分まで

市役所 第3会議室

◎出席委員（7名）

委員長	柴山一生君	副委員長	中村貴文君
	山本誠君		後藤幸夫君
	熊澤宏信君		三浦知里君
	小池昭夫君		

◎欠席委員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

主 事 兼 松幸枝君

◎説明のため出席した者の職・氏名

市長公室長	宮島敏明君	総務部長	大鹿俊雄君
出納室長兼会計課長	岩田敏己君	消防長	牧野一夫君
秘書広報課長	小島豊光君	企画政策課長	大西正則君
総務課長	日比野純雄君	税務課長	加藤正博君
収納課長	梅村治男君	情報管理課長	日比野秀充君
消防次長 兼消防署長	日比野一博君	消防庶務課長	丹羽俊久君
予防防災課長	渡邊達郎君	消防署主幹	今枝光彦君
監査事務局次長	奥村和弘君	議会事務局次長	後藤裕君

◎付託議案

- 第62号議案 犬山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について
- 第63号議案 公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について
- 第64号議案 犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第65号議案 犬山市の議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第66号議案 犬山市旅費支給条例の一部改正について

第71号議案 犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

第72号議案 犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について

第75号議案 平成20年度犬山市一般会計補正予算（第4号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 総務委員会の所管に属する歳入

歳出 8款 消防費

第81号議案 平成19年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定について
のうち

平成19年度犬山市一般会計中

歳入 総務委員会の所管に属する歳入

歳出 1款 議会費

2款 総務費（1項総務管理費のうち11目自然保護費、13目交通防犯対策費、15目犬山駅西再整備費、16目新庁舎建設費及び17目新しいまちづくり事業費並びに3項戸籍住民基本台帳費並びに5項統計調査費のうち2目人口動態調査費、3目人口動向調査費及び5目教育統計費を除く）

8款 消防費

11款 公債費

12款 諸支出金

13款 予備費

並びに特別会計中

平成19年度犬山市土地取得特別会計

午前10時00分 開会

◎柴山委員長 おはようございます。ただいまの出席委員は7名でございます。

定足数に達しておりますので、直ちに総務委員会を開会いたします。

書類審査が終了しておりますので、第81号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、ページ数を述べてから質疑いただくようお願いいたします。ご発言を求めます。

◎三浦委員 まず87ページ、2款1項8目で、8節の報償費が、産業医報償金96万円についてですけれども、月額8万円の計算になります。宮崎先生ということですが、このもう少し勤務実態を詳しくお知らせいただきたいと思えます。

◎柴山委員長 小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 それでは産業医の関係ですけれども、一応宮崎外科さんにですね、産業医として委託契約を結んでおります。月額8万円というようなことで、一応上がっております。それで、勤務実態でありますけれども、毎月木曜日ですね、例えば20年4月ですと第2木曜日。それから20年5月第5木曜日ということで、月に1回来ていただきまして、相談業務等を行っております。時間的には健康相談ということで、本庁舎の4階で休養室等で2時30分から3時30分ぐらい、1時間ぐらい健康相談、それからいろんな職員の相談等ということで、これについては毎月1件から2件ですね、現在、職員等もいろいろ悩み等ございますので、そういうふうな相談を行っております。

また、関連してということで、講師の方にお話をさせていただく等というようなことも行っております。

以上です。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 月1回、相談者が一、二名ということかなと思うのですが、今言われた心の悩みというかね、そういう面で、別に宮崎先生が悪いとかということではないのですが、外科でもあるし、メンタルヘルスという部分において、このまままだ、契約はどうなっているのか。ずっと宮崎先生でいくのか。見直しがあるのか。その点だけもう1回。

◎柴山委員長 小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 労働安全衛生法13条によりまして、事業者、例えば犬山市ですと50名以上の場合はですね、産業医を置くというようになっております。それで宮崎外科さんをお願いをするということにしております。次回につきましては、また交代ということもあり得るのかな。それからあと、メンタルヘルスですね、いろいろ心の悩み等というようなことでありますけれども、それは別にまた、研修等も設けておりますし、犬山病院のヘルスワーカー等ですね、研修等も行いながら、進めております。

以上です。

◎柴山委員長 宮島市長公室長。

◎宮島市長公室長 この欄ですが、宮崎さん、委託契約してありますのは、尾北医師会の方の推薦をいただきまして、今回は宮崎さんということになっておりますので、また次回はかわる可能性があります。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 では、今の研修もからめてですが、このページの委託料のことでしたかね。職員研修の関係が87ページもありまして、あと89ページの19節の方でも研修負担金とか、研修助成金とかいろいろあるのですけれども、この職員研修に関してですけど、対象というのは、年代層で区切られているのか、あとそれプラス管理職の研修というのがあるのかどうか。その点ちょっとお答えいただきたいと思います。

◎柴山委員長 小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 まず、研修ですけれども、例えば尾張の五市二町の研修協議会。それから自治大学。それから外部では国際アカデミー、市町村アカデミー。それから内部での研修ということでもいろいろやっております。それで今ご指摘の課長研修ということですけども、課長研修につきましては、新任の課長研修、現任の課長研修等ということで研修も行ってあります。また事あるごとにですね、非常に講演会等に参加をしたりですね、そういうようなことでやっております。それからまた、階層別ではですね、例えば係長研修とか、課長補佐研修もございますし、その年代に合わせた年、例えば初任者研修、入って3年までの研修、それから10年研修、中堅の職員の研修というようなことで行っております。

以上です。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 これは庁内もあれですけど、例えば総務ということでお聞きするのですが、保育士の関係とかですと、結構正職のほかに、非常勤とかパートの方もたくさんいらっしゃるのですが、そこら辺の研修に関しては、正職員のみ研修なのか、もうパートまで研修が及んでいるのかどうか。そこら辺の把握はどうでしょうか。

◎柴山委員長 小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 現在のところ、パートの研修ということでは具体的には行っておりません。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 わかりました。では次の109ページにいきます。1款2項3目、節は6節になるのですかね。徴収指導嘱託員報酬192万円についてですが、これは一人分ですね、月額16万円ぐらいかもしれない。どういう業務をされているのかお聞かせいただきたいと思います。

◎柴山委員長 梅村収納課長。

◎梅村収納課長 この徴収指導嘱託員報酬でございますが、国税局の徴収専門員、国税局の徴収専門員OBの方でございます。市税等の滞納整理や滞納処分に係る助言とかですね、その指導に関するようなことをいろいろ教えていただいたものでございます。

以上です。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 指導、助言ということは、この方は現場には行かれないということでもいいのでしょうか。

◎柴山委員長 梅村収納課長。

◎梅村収納課長 基本的には中で、事務所の中で、職員に、滞納、例えば差し押さえのやり方

とか、処分停止の細かい法的な位置づけも含めた説明とかですね、こういうようなことで、内部的に職員の質を高めるための指導を中心に行っていただきました。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 この方が入られて、ちょっと済みません、何年目か私わかってないのですが、費用対効果というか、そういうものは見られたのでしょうか。

◎柴山委員長 梅村収納課長。

◎梅村収納課長 この方については、2カ年嘱託員として勤務いただきました。具体的な費用対効果という検証、そのものは、数字的な検証はしておりませんが、やはり先ほど申し上げましたように、職員の質の向上というふうな観点から、さまざまな知識をとにかく職員の方に与えていただいたり、特に今まで、処分停止、滞納処分の停止の扱いの内容等について、差し押さえの内容についてかなり突っ込んだところまで、こういうやり方ができるよとか、こういうやり方をしたらとかというような指導をいただいておりますものですから、そういう面での効果はかなり大きかったというふうに聞いています。

以上でございます。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 では最後消防の方ですがね、267ページ。8款1項2目の19節負担金補助及び交付金のところの真ん中あたり、婦人消防クラブ運営補助金5万円と、もう一つ自衛消防隊運営補助金18万。この二つについてちょっとご説明、内容お願いいたします。

◎柴山委員長 渡邊予防防災課長。

◎渡邊予防防災課長 婦人消防の助成金の関係についてですね、説明申し上げます。主な行事としましては、婦人消防クラブの役員研修、春、夏に行われる予防運動の期間中、それから毎月19日に行います夜間広報等の実施とか、それから住宅用火災警報機の啓発活動等に活躍をしていただいております。それに対する助成でございます。

以上です。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 それでは、自衛消防隊運営補助金18万円について説明させていただきます。これにつきましては、消防本部が発足した、昭和39年10月1日にですね、消防分団とは別に組織された自主的な自衛消防団体が現在18団体ありまして、その運営補助金として、毎年1万円を補助しております。

以上です。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 それぞれもう1回聞きますけど、婦人消防に関してですが、これは楽田婦人消防クラブに補助をされている5万円だと思うのですが、もう一つ一応、地元のことでちょっと言いにくい部分があるけど、一応前原台も婦人消防というのがありまして、防災訓練になりまして、大体2団体がいつも来てみえるわけですが、この1団体に補助をされる理由をお聞きしたいのと、もう一つ今の自衛消防隊の補助金の方ですけど、これ昭和39年から18団体すべて揃っていたのかどうか。その答弁をお願いいたします。

◎柴山委員長 渡邊予防防災課長。

◎渡邊予防防災課長 楽田婦人消防クラブだけに確かに5万円の助成を行っております。ので、実質活動としては前原台消防隊も活動しておりますけど、現況、今楽田の婦人消防は昭和34年当時からですかね、婦人消防クラブを結成されまして、それによる活動が顕著であるということで助成を。なんで助成を始めたか、ちょっと今の資料にはありませんけど、その事業に対して助成を始めたというような経緯があります。それで、今楽田婦人消防は会員が734名というようなことで、前原台についてはかなり規模が小さいというようなこと。それから楽田婦人消防については、会員から100円を徴収して会の運営に回っているというようなことに対する助成を継続しようということなのです。

以上です。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 自衛消防隊の組織の編成なのですけども、大体21団体がその当時ありまして、それから活動中止、もしくは再開という繰り返しをしております、それは大体3団体ぐらいなののですけども、それで20年度の段階では1団体ふえまして現在18団体ということでございます。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 婦人消防クラブに関しては、私も熊澤先生から歴史のある楽田の消防クラブだということはお聞きして、いろんな表彰もいただいているということはお聞きしておりますが、婦人消防という名前で、確かに前原台、人数的にも本当に少ない人数でありますし、確かに高齢化で、本当に一人一人が、ちょっとこれ婦人消防を辞めたいなというところもあるのも事実なのですが、年末の火の用心とかですよね、消防と一緒に回ってくださる活動とか、活動の中身はそんなに変わっていないのです、金額、5万円というものにはこだわらないのですが、質問にならないかな。楽田婦人消防は今聞いたら734名ですか。

◎柴山委員長 渡邊予防防災課長。

◎渡邊予防防災課長 そうですね。19年度の総会では734名の方が会員ということでした。

◎柴山委員長 三浦委員。

◎三浦委員 そうですね。だからそれに対する対価というか、5万という補助金が出ていると思うのですが、前原台でそういうふうな補助の対象にはならないのですかね。人数が少ないとか。歴史的なもので私もちょっとよく覚えてないのですが、昭和、多分、前原台は60年ぐらいかな。まあいいです、後でまとめてお答えいただきたいと思いますので。

あと自衛消防の方ですけど、今消防に限らず、防災の方でもいろんな団体ってできているのですね。自警団とかいろいろできているのですけど。消防隊のこの活動実態というのがもう少しわかったらお知らせいただきたいと思います。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 当然、1万円補助する中で、毎年1回以上の訓練の報告等が、その決算の、一連のことに対する決算の提出をいただきまして、それで訓練がない場合は指導等をして、消防署の方には指導の依頼があれば当然出向いて、最低1回は訓練していただくように指導はしております。

以上です。

◎柴山委員長 渡邊予防防災課長。

◎渡邊予防防災課長 楽田婦人消防につきましては県の運営委員会の会員ということで、そちらの方の管理の活動に参加して活躍しているということで、それに対する負担金も出しております。それで前原台については、前原台という地区の管理で発足されているということで、県とかそういうようなものには会員として登録されておられませんということです。

◎三浦委員 そうですね。わかりました。いいです。以上です。

◎柴山委員長 後藤委員。

◎後藤委員 ページ265ページの報償費というところですね。消防団員の退職報償金ということで671万1,000円という中で、私も少し消防団員をしていたことがあります、これは恐らく退職金、5年、10年、それから25年とか、そういうふうで、また役職で違うと思いますが、今回のデータがあればお示してください。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 消防団員さんが退職された場合に、退職報償金支出につきましては、5年以上、勤務されてた場合に、その1年以上経験した階級の一番上位の階級に基づきまして、5年以上の単位で金額が決められておまして、その基準によって支出をしております。19年度につきましては、総額ではなくて階級ごとの金額。ちょっと暫時休憩をお願いします。

◎柴山委員長 暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

+

再 開

午前10時18分 開議

◎柴山委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。

丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 退職隊員につきましては、19年度の退職隊員につきましては、部長が4名、分団長が5名で、合計で481万2,000円の支出でございます。

以上です。

◎柴山委員長 後藤委員。

◎後藤委員 ではその報償というのは、手当から払われますわね。ではどの手当を、積立というか。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 消防団員の退職報償金につきましては、まず市町村と消防基金での責任共済契約というものは、犬山市と消防団員等公務災害補償等、共済基金と共済費契約を結びまして、それに基づきまして、まず資本のかけ金なのですが、退職報償金につきましては、1万9,200円を年額×168名の金額を掛けたお金を積立まして、それに基づきまして、退職団員が出た場合にですね、その契約に基づきまして犬山市は支払いをするわけなのですが、その支払った金額と同等の金額を、消防団員と公務災害等共済基金に、こちらとして、予算

書の61ページをお願いします。11節消防費雑入の消防団員等公務災害補償等共済基金消防団員退職報償金で同額の金が、歳入として基金からかえってきております。61ページの下から四つ。一応契約に基づきまして同額が入ってきております。

以上です。

◎柴山委員長 後藤委員。

◎後藤委員 どうもありがとうございました。今の、では今度267ページですね。運営補助金といった項目で、一つちょっとこれは、市民からの声ですが、市民というか、消防団をやってきたOBからの声の一つ上がっております。それは、今東南海地震も迫っておるということで、OBの歴代の団長、分団長ですか、その中からも、やっぱりああいう災害が来た場合に、自分たちも動きたいと。報償金はなしでもいいから動きたいというような先般お話がありました。その中で、防災組織をもしつくりたいとするならば、歴代の召集要請ですね、分団長、副分団長の。そういう名簿が保存されておるのか、おらんのかというのを一つお聞きしたいのですが。

◎柴山委員長 後藤委員。どの予算。どの数字。

◎後藤委員 だから、数字は仮に言えば、自衛消防隊の運営補助金という18万円ですね、これは別に運営資金がいらなくてもいいと思うのですが。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 今のお話につきましては、現の団長からも、そういう組織をつくりたいということは聞いておまして、現団長の説明は持っておりますけども、一応消防本部は、その名簿は持っております。

以上です。

◎柴山委員長 後藤委員。

◎後藤委員 それに対して、組織をつくるのはそんなに難しくないというような判断をされておりますか。

◎柴山委員長 後藤委員、それは一般質問のときに。

◎後藤委員 ああ、そうですか。はい、わかりました。ありがとうございます。それなら、その辺のところちょっと閉めていきます。ごめんなさいね。済みません。

269ページですね。街頭消火器の設置補助金についてで、54万8,550円というところで、1年に消火器の設置は、概数決まっておりますか。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 一応予算額として50万円の手当をしております。

◎柴山委員長 後藤委員。

◎後藤委員 ということは例えば、それを越えた場合はやはり来期に持ち越しということですか。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 予算額は50万ですけども、19年度につきましては、54万8,550円出しております。流用等でできる範囲で補助をしております。

以上です。

◎柴山委員長 後藤委員。

◎後藤委員 自分たちが住んでいる、私たちの町内にも実は、まだ消火器8器ありますが、粉末消火器が10年ぐらいですね、あれは。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 粉末消火器につきましては、法律で決まってははいませんが、メーカーの基準ですが、容器の交換目安としては8年。粉末の粉の交換年数としては5年なのですが、置く場所ですね、湿気がある場所とか、その置く場所によって年数が違ってきますが、メーカーが言っている基準としては容器が8年、粉末の粉が5年ということになります。

以上です。

◎柴山委員長 後藤委員。

◎後藤委員 私たちの町内、まだ5年も10年も、何も訓練やらずにおるのですが、実際に。そういう中で、正直言って、こんな恥ずかしい話なのですが、勉強を兼ねた訓練及び指導を行っていただけるかということですが。

◎柴山委員長 日比野消防次長。

◎日比野消防次長 なかなかそういうやり方、粉末消火器を使つての訓練というのはですね、今のご時世ですと、洗濯物が汚れたり、車が白い粉がついたりというお話で、非常に難しい部分があります。例を挙げますと、日の出団地で行ったときにですね、粉末を使いましたら、たまたま遊びに来ていた車なのかわかりませんが、役員の方から、洗車してくれというお話がありました。そういったことも気を使いまして、今水消火器というのが本部で持っています。粉末を水消火器に切り替えてやっております。今年度の防災訓練でも、前年度も、前々年度も、粉末消火器をできるだけ少なくして対応しています。確かに今、庶務課長が答えましたけど、粉末については5年で、設置場所によっては湿気が起きるところであれば5年以内でも粉末が使えないということです。訓練については本当にいいお話なのですが、できるだけ本数を少なくしてやることもありますので、できるだけ買い替えをしていただいて、その辺の方の了解を得てということで、本数は少なくなっていますのは現実です。

以上でございます。

◎後藤委員 はい、ありがとうございます。

◎柴山委員長 ほかに質疑ございませんか。中村委員。

◎中村委員 中村貴文です。私の方からは、税務課と消防についてお尋ねいたします。

まず初めに、歳入8ページの方ですね、軽自動車税、1款3項の1目1節の方の軽自動車税についてですが、19年度の税収が9,950万、約ですが、18年度が9,540万、約です。それで原油高騰の折ですね、報道等で軽自動車の売れ行きが非常に伸びているということで、20年度の収入もかなりいい税収が見込めると思うのですが、4月1日現在で結構ですので、市内の軽自動車の保有台数と、それからまだ半年しかたっていないんですが、20年度ですね、税収の見込みで、見通して結構ですので答弁願いたいのですが。

◎柴山委員長 加藤税務課長。

◎加藤税務課長 今の委員さんの質問にお答えします。19年度、軽自動車にしましては、課

税台数が1万9,794台ということで、先ほどの決算になっていたと思います。軽自動車税の中には、原動付自転車とか、あとそういった公道を走るものがありまして、軽自動車に係るものすべて入っていますが、今ご説明させていただいたのは、あくまで軽4乗用、軽4貨物自動車を含んで1万4,506台。20年度につきましては463台が、19年度中に増加しまして、1万4,969台です。調定額において19年の調定より340万、軽自動車税としてはふえております。

先ほどの質問の20年度の状況はどうかという部分で、上半期9月分はまだですが、4月から8月分で、軽4乗用で377台ふえております。前年の伸び率が1.5%でしたが、今回は2.5%ですので、昨年より若干ふえているのかなと。委員さんのご指摘のように、ガソリンの値上げ等で軽4乗用の購入が上がっているものと推測いたします。

◎柴山委員長 中村委員。

◎中村委員 ありがとうございます。続いてですね、1款4項1目1節のたばこ税についてお尋ねいたします。これは平成18年度でですね、市のたばこ税の収入が3億8,400万、約。19年度が3億8,700万、約で、税率の改正があったのですが、ほぼ横ばいの収入になっていると思うのですが、軽自動車と同じくですね、20年度の見通しとして、タスポがことしの6月から導入された関係で、私の知り合いからお尋ねしますと、タスポを申請するのが、取得するのが面倒くさいということで、タスポは持っとらんと。自動販売機で買うことはなくなった。そのかわりコンビニとかですね、窓口で買うようになったという方が多くみえます。そうすると、ああいうソフトセールスが、自動販売機の売り上げは、まだ3カ月ぐらいですけど、減っているのではないかと。逆に窓口での販売はふえているのではないかとというふうに単純に思えるわけですが、その辺が、20年度の予測としてですね、非常にこれ、私はたばこを吸いませんので、周りでたばこを減る人がふえればうれしいのですが、非常に3億8,000万というですね、今まででいくと非常に市税にとっては大きい額ですので、その辺のたばこ税、20年度の見通しをお示しいただきたいと思います。

◎柴山委員長 加藤税務課長。

◎加藤税務課長 今の質問に対してお答えします。たばこ税の方の、まず18年度と19年度の比較の部分で、値上がりがありましたので、収入としては上がっておりますが、本数としましては280万本ほど減りまして、約4.5%本数は減っています。19年度から20年度につきましては、今ご質問がありましたように、タスポというのが、6月1日から未成年者の喫煙防止対策として、認証カードを作成して、20歳未満の方にたばこを買わせないという呼びかけをしまして、それによりまして、それ以降の数字としましては、本数にしまして、19年度が、4月から9月において3,058万160本だったものが、20年度については2,907万5,620本ということで、150万4,000ほど本数として減りまして、4.9%減っております。

ただ、一応タスポ開始されるということで、開始前はかなり買い急ぎされたという部分がありまして、4月から9月の6カ月に関しては4万9,138本ほど前年に比べてふえておりまして、金額にしまして25万2,000円ほど現段階では上がっております。ただ、この7、8、9の数値を見ますと、19年度、20年度は若干下がるのかなというふうに予測を持っております。

以上でございます。

◎柴山委員長 中村委員。

◎中村委員 ありがとうございます。では続いて消防のですね、261ページですね。8款1項1目19節の防災ヘリコプター。愛知県のですね、防災ヘリコプター運営協議会負担金として約100万円支出してみえるのですが、この防災ヘリコプター運営協議会負担金というのはですね、具体的に何のために払っているのか。また、当市においてですね、どんな役割をしてもらえるのか。その辺お尋ねしたい。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 防災ヘリコプターの運営の方なのですが、愛知県では現在隊員12名で運営されておりまして、負担につきましては、それを均等割、人口割、面積割、財政規模割で算出しております。負担の割合については以上です。

◎柴山委員長 日比野消防次長。

◎日比野消防次長 行動部分ですが、防災ヘリをどういうふうを活用しているかということで、まず防災ヘリの行動開始は平成8年10月1日からということで、出動件数等につきましては、年で数値を報告させていただきます。19年の活動ですが、ヘリの要請は8回ということです。ヘリの要請は、防災ヘリの要請は8回。事案の内訳でいきますと、山林火災が1件、それから山岳救助といいまして、最近トレッキング、山歩きが非常に、高齢者の方に多くなってまして、滑落して足を骨折したということで防災ヘリを要請する。それから、当然うちは木曽川を控えておりますので、岐阜県側から、それから愛知県側、どちらに来て、例えば木曽川で泳いではいけないのですが泳がれて、行方不明になりますと、岐阜県各務原と犬山が同時に出動する。その中で、応援が2件、要請が3件ということになっております。ということで、防災ヘリにつきましては、人ケースは以上でございます。

それからちなみにですね、防災ヘリのヘリポートですが、18箇所設けておりますので。それから防災ヘリの機能ですが、これは、愛知県防災ヘリの名称は、若鯨ということで、鯨は水を呼ぶといわれて、火災を鎮圧する。それから若はですね、行動力を表しているということです。それから燃料、それから1回のフライトですが、おおむね2時間。燃料は約15万、従いまして人件費を含めて1回のフライトが約20万。防災ヘリが出場している。

以上です。

◎柴山委員長 丹羽消防庶務課長。

◎丹羽消防庶務課長 先ほどの負担金のことにちょっと追加をお願いします。12名の職員の給与、そして基本手当等が市町村。それであると特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当が県ということで、市町村につきましては12名の隊員の給与、基本手当を、それぞれ均等割、人口割、面積割、財政規模割で割った金額が負担金として支払うということになっている。

以上です。

◎柴山委員長 中村委員。

◎中村委員 防災ヘリというのは、一応救助隊ですね、病気をした人を運ぶためでは、そういうことには使わないのですか。

◎柴山委員長 日比野消防次長。

◎日比野消防次長 ドクターヘリと防災ヘリというものがございますね。防災ヘリの主たる目的はですね、消火、救助。医療の関係で搬送する場合もございます。その中でも最も違うのは、ドクターヘリは医療器具、そして看護師、ドクターが同乗して、今言った一つの医療的などところができる。防災ヘリにつきましては、主たる目的が救助、消火、そして今言った負傷者の方も搬送はいたします。

以上でございます。

◎柴山委員長 中村委員。

◎中村委員 今ドクターヘリのお話が出ましたので、ドクターヘリについて少しお尋ねしよう。18年度、19年度です、ドクターヘリを要請した回数です、犬山。この間の7月ぐらいに東小学校に降りるところを偶然見かけたのですが、ないことはないと思うのです。あると思うのです。その出動回数とですね、ドクターヘリを呼ぶときの要請基準。これについてお尋ねします。

◎柴山委員長 日比野消防次長。

◎日比野消防次長 ドクターヘリの要請回数ですが、この数値も年でございます。18年はありません。19年は3件で、2件途中で取り消しということです。転移搬送ということで、これは城東中学校を使つての離発着をいたしました。18年については0件、19年については3件の要請でした。

それから要請基準ですが、これは一般の市民の方から直接は要請はできません。消防本部、または医療機関が要請するというので、判断基準は生命の危険が切迫しているとき。それから当然重症患者で搬送に長時間がかかると予想される時。それから特殊救急疾患ですね、例えば熱傷、それから足の切断で短時間に搬送しなければならない理由で、要請基準は今の要件でございます。

それからちなみにですね、このドクターヘリはですね、基幹病院は愛知医科大学附属病院について対応をしております。大体所要時間はですね、約12分ぐらいで到着されるということになります。ただ防災ヘリとドクターヘリと離発着の関係で、ドクターヘリについては、多分新聞とかテレビ等で既に皆さんご存じだと思いますけども、着陸ポイントをヘリコプターの機長が判断して降りれば、どこでも降りてきます。というのが違います。防災ヘリについては、ある程度先ほど言いましたが18箇所、小、中学校と、それから公園等のヘリポートで、消防が行って、例えばグラウンドですと砂が着陸するときに被害が出ますので、タンク車で水を撒いて調整して降りてきますけども、ドクターヘリについては機長判断で空き地があればそこへ降りてくるということで違いがございます。

以上です。

◎中村委員 ありがとうございます。

◎柴山委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

◎山本委員 まず、66、67ページの市債についてお尋ねしたいのですが、19年度の決算が出されたということで、大体それで市債の残高が幾らになるのかということと、対前年度と比較してどうかということと、あと市民一人当たり、今どれぐらいの借金がありますか、お

示し願います。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 まずですね、市債残高でございますが、19年度末におきまして、一般会計におきましては153億1,380万円ほどの残高でございます。公共下水道会計につきましては127億9,000万円ほどの残高であります。その他農業集落排水におきましては3億7,500万円という計算です。それから土地取得会計につきましては2億330万円ほどでございます。そのトータルで286億8,250万円ほどの市債残高になります。対前年比におきましては、総トータルで、平成18年度末と比較しまして4億2,400万円ほどの増加となっております。

続きまして市民一人当たりでございますが、19年度末におきまして、市民一人当たり38万1,000円の残高です。

以上でございます。

◎柴山委員長 大鹿総務部長。

◎大鹿総務部長 今の市債のことですが、平成19年度決算に係る主要施策の経過報告というのがあるかと思えます。これの73ページをごらんになっていただきますと、今真ん中、元利償還金という欄をごらんいただいておりますのでけれども、18年度末の残高と19年度の発行額と、19年度にも結構、償還額ありますね。ごらんになっていただきますと、19年度また、これは事業債と制度債合わせまして10億5,730万円増加しております、償還元金が12億8,100万円ほど、その19年度の発行額よりも償還金が多いです。従って、市債は段々、段々少なくて、健全財政に努めておりますので、確認していただきたいなと思っておりますので、よろしく
+
お願いいたします。

以上です。

◎柴山委員長 山本委員。

◎山本委員 次にですね、77ページ、九つ目の火災保険585万5,072円。これはご説明の中で市民活動損害保険ということですが、いろんな今市民活動あると思うのですが、町内会の活動ですとか、いろんなボランティアとか、どういうものが対象になっているのか。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 今ご質問の市民活動災害保障保険、損害賠償及び傷害保険のところであるかと思えますけど、そちらの方の対象につきましては、市民活動、いわゆる市民活動、町内活動、それからボランティア活動、それから市が主催する事業への参加。そうした方への保障でありまして、賠償、1事故当たり、死亡に関しては200万円、それから通院日額については2,000円、入院については3,000円。それから損害賠償につきましては、賠償事項1事故当たり5億円という、そういった補償がついています。これ非常にですね、そういう市民団体とか町内会、そういった事業につきましては、対象につきましては、非常に判断に迷うようなことがありますので、そのときはもうこちらの方の担当にお知らせ、お問い合わせいただければ判断できますので、よろしく申し上げます。

◎柴山委員長 大鹿総務部長。

◎大鹿総務部長 何かわからないって顔をしてみえますが、要は町内会が主催する町内会の清掃だとか、あるいは町内会でどっかへ遠足に行くよだとか、それから町内会でやる行事で

すね、盆踊りやったり、そういうものに関しても、その町内規約の中に事業計画がきちっとしている、それから参加人員がきちっとわかる、それから町内会でやってという事実があれば、あらゆるものを対象にしています。従ってほとんどのものが町内会レベルでおやりになってみえると思いますので、まずは対象になりますので、まず一報いただければいいのかな。このように。

◎柴山委員長 山本委員。

◎山本委員 現在、例えば社会福祉協議会の方でもいろんなボランティア活動をやっています、あちらはあちらでボランティア保険というのでしょうかね。そういうもの中加入されていると。ある部分、福祉とか重複している部分があるのではないかなとちょっと懸念するわけです。その他に市民活動、いろんなNPO法人もありますよね。ああいう方たちも基本的にはそういう、こちらの保険がね、該当できるのかどうか。それについてお答えいただきたいのですけども。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 まず、ボランティア関係につきましては、ボランティア保険というのが福祉の担当の方であるかと思えますけど、そういう市民活動等につきましても、こちらのですね、ボランティアの方に載っていないものにつきましては、こちらの方でほぼ対象になる予定ですので。ただし先ほど、ちょっとお話忘れましたが、こちらの参加者という不特定多数の参加者ですね、そういったものについては対象になりませんので。例えば市民活動でイベントをやった。その関係で、不特定多数のお客さんに対しては災害での保険の対象にはなりません、その例えばスタッフ等参加する者がまた別に把握されている。その辺の状況ですと、この方たちは保険の対象になります。そういった保険ですのでご理解をお願いします。

◎柴山委員長 山本委員。

◎山本委員 ということは、町内会の主催ではなくても可能だというふうに判断していいのですか。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 町内会だけではなくてですね、そのほか市民活動団体なども対象になります。

◎柴山委員長 山本委員。

◎山本委員 それと、その市民活動としての何か届け出か何かが必要ですか。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 この保険の対象の団体につきましては、各課目の保険の対象、入札の際に、想定です、これだけの団体がありますということで出しています。ですから各所属のですね、所管の課で想定された団体ですね、その団体はこちらの方の対象になりますので、詳しくは所管の課ですね、そちらの方にお問い合わせいただきたいと思います。

◎柴山委員長 山本委員。

◎山本委員 あと、引き続きましてですね、107ページの中間にあります大規模観光施設鑑定委託料というので79万8,000円計上されていて、実際に使われてたのですけども、これは19年度の新規の事業だというふうにご説明いただきましたので、その結果、モンキーパー

クとか明治村だとか犬山カントリークラブですか、いろいろと調査されたということですが、結果についてどうでしたか。お示しをわかる範囲で結構でございますのでよろしく願います。

◎柴山委員長 加藤税務課長。

◎加藤税務課長 決算説明のときにも申し上げましたように、モンキーパーク、リトルワールド、明治村、犬山カントリークラブの大規模観光施設の鑑定を行っております。1地点19万9,500円ということで、前回は21万円ですが、鑑定委託料については下げさせていただいております。鑑定内容としましては、やはり昨今の状況の中で、二けたまではいきませんが地価は下落をしているという状況で報告を受けております。

以上です。

◎柴山委員長 他に質疑はございませんか。

小池委員。

◎小池委員 53ページ。雑入の中です、池野簡易郵便局の業務取扱手数料として288万円あるわけですが、まずこの郵便業務、あるいは貯蓄業務、そういうものがすべて含まれておる手数料なのか、どうなのか、その内訳をちょっとお聞かせいただきたい。

それと同時に、民営化されてきて、今後この状況が、郵便局として認められていくかどうか。そういう方向もあるわけですが、そんなような話し合い、そういうようなことはされてきているのかどうか。その2点をお聞かせいただきたい。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 この郵便業務につきましては、通常簡易郵便局の業務をですね、すべてこちらの方で取り扱いがなされております。まず民営化になりまして、この業務が今後先どうなるかということですが、郵便局としても、民営化されたことによって、逆にこちらの方に委託して業務が続けられるということは、郵便の側にとってもメリットかと思っておりますので、今後ともずっと続ける、そのまま現状で継続されるとは考えております。郵便局の方からそんなような話が、一切手元には情報は入って来ていません。

以上です。

◎柴山委員長 大鹿総務部長。

◎大鹿総務部長 ちょっと補足で。今の手数料ですが、もう少し細かくお話をさせていただきますけれども、貯金業務が1,018件。それから振り替え業務が479件。それから書留の速達業務が302件。これが年間でやったことに対する手数料。それ以外に切手販売手数料もあるので、そういうもので入っております。それから今後続けられるかというところなのですが、市サイドの物の見方として、郵政民営化をするときに、地域の利便性、あそこから郵便局がなくなってしまうと、お年寄りたちの利便性の確保ができないものですから、市としてもあそこへ存続させるという意向で郵便局の方と話し合いが進められて。従って今後においても、今の課長が言いましたように、郵便局サイドにおいても置いておきたいということと、市サイドにおいても地域の利便性を確保するという観点から、今後においても存続させたい。そういうふうに思っています。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 続いてですね、87ページと89ページにまたがっておるわけですが、13節の委託料の中にですね、新年交礼会が毎年1月4日あたりにやられるわけですが、会費1,000円をとっているはずなのですが、この商工会議所との兼ね合いがあるだろうと思うのですが、これ会費は、会議所の方へ全部行っておるものなのか。どういうものかちょっとそこのお聞かせいただけませんか。

◎柴山委員長 小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 祝賀会の会場につきましてはですね、会場の設営委託料ということで、設営の部分だけあります。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 そこで含まれておるのですか。会費1,000円。

◎柴山委員長 小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 会費は含まれておりません。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 一人一人のその会費はどこへ。会議所の方へ行っているのかどうかということ。

◎柴山委員長 小島秘書広報課長。

◎小島秘書広報課長 会費につきましてはですね、皆さんの食糧的なものですね。そういうことですので、それにつきましては商工会議所の方でおおむねやっておりますので、そちらの方へ行くかと思えます。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 ありがとうございます。もう1点、先ほどのですね、保険の関係その他。77ページの保険の関係ですけど、町内会でやる行事はいいよと。あるいは何かのNPOとかそういう市民団体の活動もいいよというところですね、例えば小学校単位で何か大会を開いたと。いわゆるゲートボールやグラウンドゴルフ大会とか。それがスポーツ振興委員の主催でやったとか。そういうものについてはどうなのかということと。

それからもう1点は、今、市内の軟式野球だとか、ああいうソフトボール協会だとか、体育協会があるわけですが、おのおの傷害保険に入っていることは間違いありませんが、そういうものも対象になってくるのか。これは公の団体として登録されておるわけですが、今の話でいくとなっても不思議でないというような気がしたわけですが、その点についてお聞かせください。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 まず始めのスポーツ振興委員の主催の事業につきましては、先ほどもちょっと申し上げましたように、その大会が、だれが出るか、そういうことがきちっと把握がされていると。そういうような状況ですと対象になります。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 なりますね。全部揃った、きちっと出ておれば。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 はい。それからあとですね、そういったスポーツ関係の各種団体がありますが、その前提につきましては、これは申し込みといいますか入札の際に、その団体を想

定して入札をしたかどうか。そこら辺の方をきちっと調べてみないとちょっとわかりませんが、まずそういった大会については、その所管するところで保険はまずかけている。ですからこの市民活動災害保障保険の想定はされていない場合が多いと思いますが、そこは戻って調べてみないとわからない。そういった状況であります。

◎柴山委員長 暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

再 開

午前11時03分 開議

◎柴山委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。

小池委員。

◎小池委員 このスポーツ傷害保険1件につき、いくら保障があるのか。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 死亡がですね200万円です。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 けがの場合。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 けがの場合が、通院で1日当たり2,000円。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 1日2,000円入院は。

◎柴山委員長 日比野総務課長。

◎日比野総務課長 はい。それから入院で日額が3,000円です。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 はい、ありがとうございました。もう1点最後。消防の方お願いいたします。

259ページ。使用料及び賃借料の中の一番下ですね、携帯119番転送用回線使用料というもののなのですが、今はこれ電話かけるとどこへかかるのか。わかりますか。僕らがかけると何かおかしな方から出てくるのですけども、お願いします。

◎柴山委員長 日比野消防次長。

◎日比野消防次長 携帯電話の受付。まず119番は、8回線持っています。それから委員の方々も市境、県境でかけられると、あれっと思われることがあるので、それはアンテナの位置でもって、例えば犬山ですと、ツイングリッジの真裏側で携帯をかけますと、多分各務原が出る。というのは、今言ったアンテナ、今言った携帯のためにアンテナが立っていますね。その拾う角度によって、各務原に入ったり、こちらですと大口町の境でありますと犬山ですが、丹羽広域消防が電話に出る。これはやはり電波とそれからアンテナの位置によって異なってきます。

◎柴山委員長 小池委員。

◎小池委員 実は緑地グラウンドでかけたことがあって、それが各務原に飛んで。ええ何で各務原という感じで、犬山消防に直接電話しますと切っちゃったけども、そういうことがあったもので、これは不便だなと思いつつも。わかりました。ありがとうございました。

◎柴山委員長 よろしいですか。

◎小池委員 はい、よろしいです。

◎柴山委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 質疑なしと認め、第81号議案に対する質疑を終わります。

これをもって全議案に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。11時20分に再開します。

午前11時06分 休憩

再 開

午前11時22分 開議

◎柴山委員長 休憩前に引き続きまして、委員会を再開いたします。

討論はございますか。

〔「なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

続いて採決を行います。

最初に、第62号議案「犬山市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は、原案のとおりこれを可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。よって第62号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第63号議案「公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正について」を採決いたします。本案は、原案のとおりこれを可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。よって第63号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第64号議案「犬山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。本案は、原案のとおりこれを可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。よって第64号議案は、原案のとおり可決すべきものと

決しました。

次に、第65号議案「犬山市の議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。本案は、原案のとおりこれを可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。よって第65号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第66号議案「犬山市旅費支給条例の一部改正について」を採決いたします。本案は、原案のとおりこれを可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。よって第66号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第71号議案「犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を採決いたします。本案は、原案のとおりこれを可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。よって第71号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第72号議案「犬山市固定資産評価審査委員会委員の選任について」を採決いたします。本案は、原案のとおりこれを同意することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。よって第72号議案は、原案のとおり同意すべきものと決しました。

次に、第75号議案「平成20年度犬山市一般会計補正予算（第4号）第1条の第1表歳入歳出予算補正中、歳入、総務委員会の所管に属する歳入、歳出8款消防費」を採決いたします。本案は、原案のとおりこれを可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。よって第75号議案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第81号議案「平成19年度犬山市一般会計及び特別会計の決算の認定についてのうち、平成19年度犬山市一般会計中、歳入、総務委員会の所管に属する歳入。歳出、1款議会費、2款総務費、1項総務管理費のうち11目自然保護費、13目交通防犯対策費、15目犬山駅西再整備費、16目新庁舎建設費及び、17目新しいまちづくり事業費、並びに3項戸籍住民基本台帳費、並びに5項統計調査費のうち2目人口動態調査費、3目人口動向調査費、及び5目教育統計費を除く。8款消防費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費、並びに特別会計中、平成19年度犬山市土地取得特別会計」を採決いたします。本案は、原案のとおりこれを認定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認めます。よって第81号議案は、原案のとおり認定すべきものと

決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は、すべて議了いたしました。

本日はこれまでとし、明日午前10時より請願審査を行いますので、よろしく願いいたします。

なお、6月より継続審査となっております請願第2号「「所得税法56条の廃止をもとめる意見書」提出を求める請願」の提出者から、委員会を傍聴したい旨の依頼がございます。傍聴することを許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎柴山委員長 ご異議なしと認め、明日の傍聴を許可することにいたします。きょうは、これをもって委員会は散会いたします。本日はお疲れさまでした。

午前11時27分 閉会